

特定健康診査等実施計画

第2期(平成 25 年度～平成 29 年度)

ライオン健康保険組合

平成25年 8月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

ライオン健保組合の現状

当健保組合は、歯磨・歯刷牙・石鹸・洗剤等の化学製品製造販売を事業とするライオン株式会社が主体事業所の健保組合である。

平成24年度の事業所数は14で、全国12都道府県に所在するが、約4割が関東圏に所在している。

ただし、工場、営業オフィスは全国に点在しており、東京近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は7割、それ以外の在勤者は3割程度ではないと思われる。

加入事業者は、ライオン(一括申請により1事業所の扱い)及びライオングループ関連会社であり、各事業所の被保険者数は多く、20名以下の事業所は2ヶ所である。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が44歳台で、男性が全体の7割弱を占める。

健康診断については、被保険者は事業体が主体となって契約健診機関にて行っている。被扶養者(配偶者)は、当組合が主体で健診を行っており、当組合の家族健診契約医療機関(全国2100機関)で、受診が可能である。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣病の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村健保の行う健康診査を受診している被扶養者に関しては、そのデータを当健保組合にて受領するように努める。

3 事業者等が行う健康診断保健指導との関係

従来どおり事業者が主体となって健診を行う。事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。健診費用は、法定項目分は事業主が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を **90%**とする。(国の単一健保 29 年度目標値案:90%)

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の単一健保 目標値(案)
被保険者	95	95	96	96	98	—
被扶養者	70	70	71	71	72	—
被保険者+被扶養者	87	87	88	88	90	90%

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を **60%**とする。(国の単一健保 29 年度目標値案:60%)

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の単一健保 目標値(案)
40 歳以上対象者(人)	3,990	3,910	3,870	3,800	3,790	—
特定保健指導対象者数 (推計)	637	623	617	606	604	—
実施率(％)	46	47	49	53	60	60%
実施者数	293	296	304	320	362	

Ⅱ 特定健診・特定保健指導の義務化達成目標

1 対象者数

①特定健康診査

被保険者 (人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
40 歳以上対象者	3,100	3,030	2,970	2,910	2,850
目標実施率(%)	95	95	96	96	98
目標実施者数	2,940	2,880	2,850	2,800	2,790

被扶養者 (人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
40 歳以上対象者	1,500	1,470	1,440	1,410	1,380
目標実施率(%)	70	70	71	71	72
目標実施者数	1,050	1,030	1,020	1,000	1,000

被保険者+被扶養者 (人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
40 歳以上対象者	4,600	4,500	4,410	4,320	4,230
目標実施率(%)	87	87	88	88	90
目標実施者数	3,990	3,910	3,870	3,800	3,790

②特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者 (人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
40 歳以上対象者	3,990	3,910	3,870	3,800	3,790
動機付け支援対象者	288	282	279	274	273
目標実施率(%)	74	74	75	77	79
目標実施者数	212	207	210	212	215
積極支援対象者	349	341	338	332	331
目標実施率(%)	23	26	28	32	45
目標実施者数	81	89	94	108	147
保健指導対象者	637	623	617	606	604
目標実施率(%)	46	48	49	53	60
目標実施者数	293	296	304	320	362

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 特定健診

① 被保険者の受診方法

事業体で行う健診にて実施する。

② 任意継続被保険者および被扶養者の受診方法

当健保組合が契約する健診機関に委託する。

③ 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

④ 実施時期

実施時期は通年とする。但し、家族健診(任意継続被保険者および被扶養者)は指定時期とする。

⑤ 健診データの入手方法

被保険者…契約健診機関から電子データを事業体経由で入手する。

任意継続被保険者および被扶養者…外部委託先が健診機関から入手したものを受領する。

健診結果は電子データを随時(又は月単位)受領して当組合で保管する。(保管年数:5年の予定)

⑥ 委託先

被保険者…契約健診機関

任意継続被保険者および被扶養者…外部委託業者(三菱化学メディエンス㈱を中心)

(2) 特定保健指導

① 被保険者の実施方法

事業体で行う保健師等による健診結果のフォロー時に動機付け支援レベルを中心に行う。

事業体がスタミナ的にカバーできない場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

② 任意継続被保険者および被扶養者の実施方法

特定保健指導を行える外部業者に委託するが、(現役)被保険者の特定保健指導を優先し、任意継続被保険者や被扶養者の保健指導は、時期をみて試行することにとどめる。

③ 委託先

特定保健指導の専門業者に委託する。(全国訪問健康指導協会、ベネフィットワン・ヘルスケア等)

(3) 周知・案内方法

周知は、パンフレット等の送付やホームページに掲載して行う。

(4) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、事業体による被保険者の健診結果フィードバックを優先する。

被扶養者は、効果の面からは、指導効果を得やすいと思われる者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、ライオン健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者の主体は当健保組合職員とする。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載することによって行う。またパンフレット等の送付や、機関誌等への掲載を適宜行うこととする。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、健康管理推進委員会または健保組合理事会において状況を確認する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合に見直しを検討することとする。

VII その他

特定健診等に係る事業体所属の保健師等については、事業体と相談しながら適宜、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加してもらう。